



議案第三号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

次のとおり、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正することについて、地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第九十六条第一項
の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十六年参月拾八日原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

三朝町条例第

号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表 報酬の額の欄中

委員長	年額 六〇〇〇〇円
委員長職務代理者	年額 四五〇〇〇円
委員	年額 三五〇〇〇円
会長	年額 六〇〇〇〇円
会長職務代理者	年額 四五〇〇〇円

委員長	年額 六六〇〇〇円
委員長職務代理者	年額 五四〇〇〇円
委員	年額 四八〇〇〇円
会長	年額 六六〇〇〇円
会長職務代理者	年額 五四〇〇〇円

委員	年額	三、五〇〇〇円
日額	一、二〇〇円	
日額	一、二〇〇円	
日額	二、〇〇〇円	
日額	一、五〇〇円	
日額	一、五〇〇円	
日額	一、五〇〇円	
日額	一、二〇〇円	
日額	一、二〇〇円	
日額	一、二〇〇円	
日額	一、二〇〇円	

を

委員	年額	四、八〇〇〇円
日額	一、四〇〇円	
日額	一、四〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	二、五〇〇円	
日額	一、四〇〇円	

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。
ただし別表中選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人、選挙立
会人の報酬額については、昭和四十六年四月一日以降告示にかかる選挙から施行する。